

京都府由良川圏域減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の10に基づく「京都府由良川圏域減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、宮川、牧川、和久川、土師川、犀川、上林川、高屋川、その他由良川圏域内の京都府が管理する一級河川における堤防の決壊、越水等に伴う大規模な浸水被害や土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に備え、国、府、市町村等が連携して、減災のための目標を共有しハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより 施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生することを前提として、社会全体でこれらに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会の委員の同意を得て、必要に応じて「別表1」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、「別表2」の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて「別表2」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水や土砂災害による災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難行動、的確な水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、重要水防箇所の共同点検等の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(部会等)

第6条第5条で作成する「地域の取組方針」に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ協議会に部会等を置くことができる。

2 部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、会議の検討結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会、幹事会の庶務を行うため、京都府建設交通部砂防課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1 本規約は、平成29年5月31日から施行する。

2 本規約は、一部を改正し平成29年12月18日から施行する。

3 本規約は、一部を改正し令和元年5月31日から施行する。

4 本規約は、一部を改正し令和5年5月30日から施行する。

5 本規約は、一部を改正し令和7年5月19日から施行する。

別表 1

(協議会委員)

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宮津市長

南丹市長

京丹波町長

国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

気象庁 京都地方气象台長

京都府危機管理部理事

京都府建設交通部長

京都府南丹土木事務所長

京都府中丹東土木事務所長

京都府中丹西土木事務所長

京都府丹後土木事務所長

京都府大野ダム総合管理事務所長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長

別表 2

(幹事会)

福知山市 市長直轄組織 危機管理室長

舞鶴市 市長公室 危機管理室長

綾部市 市長公室 危機管理監

宮津市 総務部 消防防災課長

南丹市 総務部 危機管理対策室長

京丹波町 総務課 危機管理室長

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 流域治水課長

気象庁 京都地方气象台 防災管理官

京都府 建設交通部 砂防課長

京都府 南丹土木事務所 河川砂防課長

京都府 中丹東土木事務所 河川砂防課長

京都府 中丹西土木事務所 河川砂防課長

京都府 丹後土木事務所 河川砂防課長

京都府 大野ダム総合管理事務所 管理課長

(オブザーバー)

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水力センター 所長代理

京都府由良川圏域減災対策協議会 広域避難部会 規約

(名称)

第1条 この会議は、由良川圏域減災対策協議会規約第6条第1項に基づき「由良川圏域減災対策協議会（以下「協議会」という。）」内に設置する「広域避難部会（以下「部会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 部会は、由良川下流域において大規模水害時に住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、関係機関が連携して広域避難計画を検討するとともに、課題解決に向けた取組みを着実に推進することを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を部会に求めることができる。

(会議の公開)

第4条 部会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

(部会資料等の公表)

第5条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、京都府危機管理部災害対策課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和7年5月19日から施行する。

別表 1 (部会委員)

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宮津市長

京丹波町長

京都府 危機管理部理事

(オブザーバー)

国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

京都府 建設交通部長